

印刷製本業務契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、明細書及びこれらに対する質問回答書のことを指す。）に従い、この業務を履行しなければならない。
- 2 この約款に定める催告、指示、請求、通知、承諾、解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で行うことができる。
- 3 乙は、この業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 乙は、甲の承諾なしに成果物（未完成のものも含む。以下「物品」という。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括再委任の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第4条 乙は、この業務に関し、特許権、実用新案権、意匠権その他法令によって保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

(納入の通知)

- 第5条 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物品の検収)

- 第6条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から14日以内に物品の検収を行わなければならない。
- 2 乙は、検収の結果不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 甲は、検収に合格したときは、受領書を乙に交付するものとする。
- 4 物品の検収に必要な費用及び検収により変質、変形、消耗又はき損したときの損失は、乙の負担とする。

入札参加参考

この契約約款を契約書に添付して契約はできません。

(危険負担)

第7条 前条1項の規定による検収前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、納入した物品の種類、品質又は数量に関して仕様書等に適合しないものがあるときは、乙に対し、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払)

第9条 代金の支払いは、物品の検収に合格し、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延違約金)

第10条 乙は、物品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、契約金額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む年についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を違約金として甲に納付しなければならない。

(甲の催告による契約の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に納品しないとき又は納品する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。

この契約約款を契約書に添付して契約はできません。

- (3) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方と

入札参加参考

この契約約款を契約書に添付して契約はできません。

していた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（契約が解除された場合の違約金）

第13条 第11条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第14条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第15条 甲及び乙は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第16条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。